

議案第45号

福岡市自転車の安全利用に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年2月22日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、民法の一部改正により成年となる年齢が20歳から18歳に引き下げられることに鑑み、自転車損害賠償保険等への加入に係る規定について所要の改正を行う必要があるによる。

福岡市自転車の安全利用に関する条例の一部を改正する条例

福岡市自転車の安全利用に関する条例（平成24年福岡市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第6条第5項中「児童等（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）」を「未成年者」に改める。

第7条第5項及び第6項中「児童等」を「未成年者」に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。